お得意様各位 平成25年11月

消費税増税に伴うチラシの表示について(ご案内)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成26年4月1日より消費税増税が実施されるにあたり、チラシへの消費税額の表示のし方により、 これまでのチラシの折込可・不可の状況が変わってくる場合がございます。

詳細については下記の通りとなりますので、何卒事情ご賢察の上、ご理解とご協力を賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

(平成25年10月1日か6平成29年3月31日まで適用される「消費税転嫁対策特別処置法」に基づいています)

敬白

記

価格の表示に関する特別措置によるもの

平成25年10月1日以降「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」や「事業者の値札の張り替え などの事務負担」に配慮する観点から表示価格が税込であると誤認されない為の措置を講じ ていれば「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が施行されました。

具体的な表示の例(折込可)

円(税抜き) 円(税抜価格) 円(税別) 円(税別価格) 円(本体) 円(本体価格) 円+税 円+消費税

消費税増税時の値引き表示についてのもの

広告の中に消費税と結び付く表現がなければ問題はありません

消費税との関連がはっきりしない表記については表示できます。

禁止されない表示の例(折込可)

・「春の生活応援セール」、「新生活応援セール」

たまたま消費税率の引き上げ幅や消費税率と一致するだけの表記については表示できます。 禁止されない表示の例(折込可)

- ・「3%値下げします。」、「3%還元セール」 ・「8%値下げします。」、「8%還元セール」

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について消費税を値引きする等の 宣伝や広告は禁止されます。

禁止される表示の例(折込不可)

- ・消費税相当分還元、消費税相当額還元セール
- ・消費税増税分3%値下げします。
- ・消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。
- ·消費税は、当店が負担します。 消費税はサービスします。
- ・消費税増税分をキャッシュバックします。

以上

上記の件についてご質問等がございましたら、ご遠慮なく弊社どもの担当者までお問い合わせ下さい。

鹿児島市卸本町7-2 鹿児島市南栄3-6-8 鹿児島市南栄3-6-8 ㈱南日本新聞開発センター折込事業部 (株)南日本新聞折込センター ㈱オリコミ南日本新聞サービス (なんにち折込) TEL 099-268-8222 TEL 099-267-4415 FAX 099-269-7073 TEL 099-267-3600 FAX 099-269-7073 FAX 099-267-8444